



NEWS RELEASE

令和5年11月27日
山形信用金庫

出資証券の不発行について

平素より山形信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

会員の皆様からお預かりした出資金につきましては、これまで出資証券を発行してまいりましたが、株式会社における株券の不発行と同様、令和6年1月より出資証券を不発行とし当金庫の会員名簿により電子的に一元管理することにいたしました。

会員の皆様からお預かりしている出資金は、電子データ等として厳格に管理しておりますことから、出資金残高ならびに会員としての権利等につきましては、これまでと変わりありませんのでご安心ください。

出資残高につきましては、毎年6月にお送りいたします「出資金残高通知書兼出資配当金振込のご案内」でお知らせいたしますとともに、会員の皆様からのご請求時には「出資金残高証明書」を随時発行（有料）いたします。

なお、お手元の出資証券につきましては、そのまま保管いただいても結構ですが、万一紛失された場合でもお届けの必要はなく、出資金ならびに会員としての権利等に何ら影響はございません。

会員の皆様におかれましては、何卒格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお取引店の窓口または下記お問合せ先までご連絡ください。

本件に関するお問い合わせ 山形信用金庫 総務部
TEL : 023-632-2161

よくあるご質問

Q1) なぜ、出資証券を不発行とするのですか？

A1) 出資証券は、預金の通帳や証書と異なり、日常的に出し入れすることがありません。また、長期にわたって保管しなければならず、出資証券を紛失されている場合には、相続・脱退・名義変更等の際に紛失届等の手続きが必要となり、会員の皆様にご負担をおかけすることになります。

今後、出資証券を不発行とすることにより、その手続きが簡素化され、会員の皆様のご負担を軽減することができるようになります。

Q2) 手元にある出資証券はどうすればよいのですか？

A2) お手元の出資証券は、加入時に出資金をお預かりしました証として発行させていただきましたが、今回の不発行（電子化）に伴い、保管の必要がなくなりました。金庫にご返却いただく必要もございません。

Q3) 新たに出資を申し込んだとき、出資証券に代わるものはありますか？

A3) 出資お申込みの際に、「出資加入申込受付票」をお渡しいたします。

Q4) 出資証券を紛失した場合はどうすればよいのですか？

A4) 出資証券を紛失された場合でも、届出の必要はございません。出資証券を紛失されている場合であっても、出資金残高および会員としての権利に何ら変わりはありませんのでご安心ください。

Q5) 脱退するとき、出資証券はどうすればよいのですか？

A5) 脱退の際に出資証券をご提示していただく必要はございませんが、ご提示いただいた場合には、当金庫において処分させていただきます。